

2級完全マスター〔改訂7版〕①特許法・実用新案法（2022年7月10日発行）

該当箇所	誤	正
109 ページ 13 特許出願後の手続き〔2〕 上から7行目	1件につき 11万8000円 に、1請求項につき4000円を加えた額です(特195条)。	1件につき 13万8000円 に、1請求項につき4000円を加えた額です(特195条)。

2級完全マスター〔改訂7版〕②意匠法・商標法・条約（2022年7月10日発行）

該当箇所	誤	正
173 ページ 20 その他の条約 上から5行目～6行目	ここで、WIPOの国際事務局は出願について審査しない点に注意しましょう。 登録要件を満たしているかどうかは、指定国で審査されます。 なお、マドリッド協定議定書において、	ここで、WIPOの国際事務局は出願について 方式(料金、商品役務の区分・明確性など) しか審査しない点に注意しましょう。 指定国において保護が認められるか否か、及び保護される範囲については、各指定国でそれぞれの法令に基づく実体審査を経て判断されます。 なお、マドリッド協定議定書において、

2級完全マスター〔改訂7版〕③著作権法・その他（2022年7月10日発行）

該当箇所	誤	正
188 ページ 17 種苗法 品種登録料	出願日が 令和4年3月31日 以降の品種	出願日が 令和4年4月1日 以降の品種
204 ページ 18 関税法 囲み内 ② 2行目	経済産業大臣の承認を受けて積戻す(商標権、著作権、著作隣接権の侵害物品については承認されない) (関69条の11第2項)	経済産業大臣の承認を受けて積戻す(商標権、著作権、著作隣接権の侵害物品については承認されない) (関69条の11第2項)